

第23回八尾市人権尊重の社会づくり審議会

日 時 : 平成24年7月2日(月)午後3時30分～午後5時30分まで
場 所 : 八尾市役所本館8階 第2委員会室
委 員 : 水鳥会長、有澤副会長、田中委員、重松委員、吉村委員、村松委員、西寺委員、
的場委員、佐野委員、平野委員、池上委員、趙委員、奥田均委員、庖刀委員、
尾上委員
八尾市 : 田中市長
事務局 : 植島人権文化ふれあい部長、鶴田人権文化ふれあい部次長兼人権政策課長、
福嶋人権教育課長、北野人権政策課長補佐、小柴人権教育課長補佐、
新沼人権政策課人権政策係長、石田人権政策課人権政策係副主査、
富田人権政策課人権政策係主事

○事務局

定刻まいってございます。只今より「第23回八尾市人権尊重の社会づくり審議会」を開催させて頂きたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、大変暑い中、またお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

当審議会はお手元の配付の資料1にございますとおり、平成13年4月1日に施行されました「八尾市人権尊重の社会づくり条例」に基づきます審議会でございます。その目的といたしましては、本条例の第5条に規定いたしてございますとおり、本市の人権尊重の社会づくりに関する事項につきまして、御意見をお伺いすることを目的といたしているところでございます。

さて、本日の出席状況でございますが、委員17名中15名の委員の皆様にご出席を賜っております。奥田信宏委員、泉谷委員におかれましてはあいにく他の公務との御都合によりまして御欠席の御連絡を予め頂戴いたしてございますので、御報告申し上げます。その結果といたしまして、過半数の委員の皆様にご出席を頂いております。本審議会の規則第3条第2項の規定に照らしまして会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議時間は2時間以内を予定いたしてございます。委員の皆様におかれましては円滑かつ実りある会議の進行に格段の御理解と御協力を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

また、当会議は従前より公開とさせて頂いてございます。傍聴が認められておりますので、あわせて宜しく願い申し上げます。

それでは、本日の審議会の開会に当たりまして、田中市長からご挨拶を頂戴したいと存じます。

○田中市長

皆さん、こんにちは。第23回の八尾市人権尊重の社会づくり審議会の開催、どうもありがとうございます。今、経過は次長の方からお話をさせて頂きましたように、平成13年にこの条例をつくらせて頂いて、18年には人権教育・啓発プランをつくらせて頂きました。そして23年には改定版をつくらせて頂いたと、こういう流れの中で総合計画とあわせて進行をしっかりと進めていると、こういう状況でございます。庁内にはいろいろな課題もございますけれども、しっかりと八尾における人権啓発を進めてまいりたい、このように考えております。

また、今日のお話を受けまして、7月3日には人権施策推進本部会議、庁内の会議がござい
ますが、皆さんの御意見とその会議の推進あるいはプランの進捗状況について、庁内全体で確認を

取ってまいりたいと、このように考えております。

さらには、私自身が今大阪府市長会の人権部会の副会長をさせて頂いておりまして、近々人権部会の会合がございます。そこで新たに私の方からも重点施策というところでは、いろんな課題を提案させて頂いておりまして、ちょうど大阪府が土地調査に基づくいろんな課題について条例をつくりましたので、これらについてやはり大阪府下全域に周知の徹底を図ろうというようなことであるとか、あるいはDVもデートDVといいますが、そういったことも新たに持ち上げられてきておりまして、これらについてもぜひ私の方からも提案をしていきたいと、このように思います。それ以外に当然先ほど土地調査の問題も言いましたが、外国人であったり障がいをお持ちの方々がなかなか住宅にも入れないと、このようなこともございますので、こういった点も新たに入居差別の問題、取り上げていきたいというふうにも考えてます。

さらには、根幹にかかわることではございますが、八尾では自殺者が異様に多いと、こういうこともございます。やはりみずから命を絶たれるという、こういった悲惨な状況が起こらないように八尾市としても全力を挙げたいというふうに考えておりまして、そういった点もあわせてまた皆様方からいろいろ御意見を頂ければというふうに考えております。またそのことを大阪府市長会としてもしっかりと受けとめながら、また今、近畿市長会、これは近畿全部で111市ございますけれども、その人権部会の委員も私やらさせて頂いてますので、そういったところで府から近畿、近畿から全国市長会へと、そういったことをしっかり思いを届けていきたいと、このように感じているところでございます。そういった意味では、今日の審議会が非常に有意義なものとなりますよう、そしてまた皆さん方から頂く御意見をしっかりと八尾の御意見として発信できるように頑張りたいと、このように考えておりますので、どうか一つ宜しくお願い申し上げます。

○事務局

田中市長、どうもありがとうございます。

それではまず案件に入ります前に、本日御出席の委員の皆様を御紹介申し上げます。お手元に委員名簿を配付させて頂いておりますので、時間の都合上恐れ入りますがお名前だけの御紹介にとどめさせて頂きたいと存じます。適宜名簿の方を御参照賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

それでは御紹介申し上げます。まず始めに本審議会会長の水鳥委員でございます。

○水鳥会長

水鳥です。宜しくお願いいたします。

○事務局

続きまして、副会長の有澤委員でございます。

○有澤副会長

有澤でございます。宜しくお願いいたします。

○事務局

続きまして、今年度新たに就任頂きました委員の皆様を御紹介申し上げます。田中委員でございます。

○田中委員

宜しくお願いします。

○事務局

重松委員でございます。

○重松委員

宜しくお願いいたします。

○事務局

続きまして、こちら側のテーブルに移りますが、尾上委員でございます。

○尾上委員

宜しくお願いします。

○事務局

本日は他の公務のため御欠席されておられますが、奥田信宏委員が新たに就任されてございますので御紹介申し上げます。

次に、昨年度から引き続き当審議会の委員に御就任頂いております委員の皆様を御紹介申し上げます。吉村委員でございます。

○吉村委員

吉村です。宜しくお願いします。

○事務局

村松委員でございます。

○村松委員

村松です。宜しくお願いします。

○事務局

西寺委員でございます。

○西寺委員

西寺でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○事務局

的場委員でございます。

○的場委員

的場でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○事務局

佐野委員でございます。

○佐野委員

佐野でございます。宜しくお願いいたします。

○事務局

こちら側にかわりまして、平野委員でございます。

○平野委員

平野です。宜しくお願いいたします。

○事務局

池上委員でございます。

○池上委員

池上です。宜しくお願いします。

○事務局

趙委員でございます。

○趙委員

趙です。宜しくお願いします。

○事務局

奥田均委員でございます。

○奥田委員

奥田です。宜しくお願いいたします。

○事務局

庖刀委員でございます。

○庖刀委員

庖刀でございます。宜しくお願いいたします。

○事務局

以上の皆様でございます。それでは次に、事務局を御紹介申し上げます。まず人権文化ふれあい部長の植島でございます。

○植島人権文化ふれあい部長

植島でございます。どうか宜しくお願いいたします。

○事務局

続きまして、後ろのテーブルになりますが、人権政策課の職員を御紹介申し上げます。課長補佐の北野でございます。

○北野人権政策課課長補佐

北野です。宜しくお願いいたします。

○事務局

その横、係長の新沼でございます。

○新沼人権政策課係長

新沼です。宜しくお願いします。

○事務局

委員の皆様の後ろの方に控えてございますが、副主査の石田でございます。

○石田人権政策課副主査

石田です。宜しくお願いします。

○事務局

続きまして、反対が主事の富田でございます。

○富田人権政策課主事

富田と申します。宜しくお願いします。

○事務局

続きまして、人権教育課の職員を御紹介申し上げます。課長の福鳶でございます。

○福鳶人権教育課課長

福鳶でございます。宜しくお願いいたします。

○事務局

後ろの席に移りまして、課長補佐の小柴でございます。

○小柴人権教育課課長補佐

小柴でございます。宜しくお願いいたします。

○事務局

申し遅れましたが、私は人権文化ふれあい部次長兼人権政策課長の鶴田でございます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。事務局につきましては以上でございます。

田中市長におかれましては、この後他の公務がございますため、誠に失礼ながらこれにて退席とさせていただきます。

○田中市長

どうかすみませんが、宜しくお願い申し上げます。

○事務局

お待たせいたしました。

それでは次に配付資料の確認をお願いいたしますと存じます。本審議会のまず名簿を1枚ものでお配りいたしてございます。それから事前に配付申し上げておりました資料の一部に、申し訳ございませんが修正がございましたので、本審議会の資料の修正箇所正誤表というのが1枚もので入れさせて頂いてございます。宜しくをお願いいたします。A4の、縦になってございます。それから事前にお配り申し上げております資料といたしましては、本日の次第書でございます。それから資料1「八尾市人権尊重の社会づくり条例」でございます。裏面が本審議会の規則となっております。それから資料2「八尾市の路上喫煙対策について」でございます。それから資料3「八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)進行管理【総括表】」でございます。それから資料4「八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)進行管理【体系表(事業別)】」となっております。それから資料5でございます。「八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)進行管理【個票】」でございます。それから資料6「平成23年度における虐待件数等について」でございます。最後に資料7「差別事象等一覧」でございます。資料に不足等がございましたら恐れ入りますが挙手でお知らせ頂きたいと存じます。不足の資料はございませんでしょうか。ないようでございますので、お待たせいたしました。只今から案件の審議に入って頂きたいと存じます。以後の進行につきましては、審議会規則第2条第2項の規定によりまして、会長をお願いいたしたく存じます。会長、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○会長

それでは、以後は私の方で議事進行を進めさせて頂きます。まず始めに、委員の皆さま方に了解事項として確認して頂きたいことが1つございます。既にこれまでの会議の中では何度も繰り返し申しておりますけれども、資料1にありますように、本審議会は八尾市条例第11号に基づいて設置された審議会でございますので、審議会の存在そのものの可否要否を問う事柄とか、あるいはその前提となる八尾市条例第11号の内容自身を問うような、そういう事柄は当審議会の責任でも権限でもないということを知った上で、本日の式次第にありますような内容を含め、人権政策の推進に向けて建設的な意見を時間の許す限り皆様方の方から自由に発言頂きたいというふうに思っておりますので、その点了解をしておいて頂きたいと思っております。

それでは、案件1「第22回審議会での意見を踏まえた対応について」事務局から説明をお願いいたします。宜しくお願いします。なお、これからの説明等は座ったままで結構です。

○事務局

それでは失礼いたします。只今会長より着席したままの御説明をお許し頂きましたので、失礼ながら着席したままで御説明させて頂きます。

案件(1)「第22回審議会での意見を踏まえた対応について」御説明いたします。資料2をご覧ください。

前回第22回審議会を受動喫煙について御審議頂いた際に、八尾市路上喫煙マナー向上を市民とともに推進する条例の内容につきまして、また路上喫煙防止に向けた八尾市の取り組み状況につきまして皆様から御意見を頂いておりました。お示しさせて頂いております資料2につきましては、所管課の環境保全課で作成いたしましたものとなっております。まず同条例ですが、平成22年10月に施行され、たばこを吸う人も吸わない人もともに気持ちよく過ごせるように、歩きたばこの禁止など路上での喫煙に関するルールを定めております。その目的としましては、①清潔で快適な生活環境の実現、②身体及び財産の安全の確保、③健康への影響の抑制という3点が挙げられております。

3ページをご覧ください。平成23年4月より、近鉄八尾駅南側・市役所周辺地域を路上喫煙禁

止区域に指定しており、この区域におきまして路上喫煙をした場合は過料として2,000円以下の罰則に処するという規定を設けておりますが、現段階では過料を徴収するのではなく、禁止区域内での直接指導・啓発を行うことにより、マナー向上を図ることをめざしています。

続きまして4ページをご覧ください。本市の取り組みとしまして路上喫煙マナー向上推進協議会の設置、路上喫煙に関する啓発指導員の配置、街頭や地域でのイベントなどにおける啓発活動、路上喫煙等実態調査の実施、路上喫煙マナー向上推進員の委嘱などを行っております。また、条例施行と啓発活動の検証としまして、条例施行前の平成21年度と条例施行後の平成22年度の状況を比較したものとなっております。例といたしまして、吸い殻の数が1,886本から715本に、路上喫煙率も2.7%から2%にと、各項目の数値が減少しており、一定の効果が上がっているものと考えております。なお、同条例の本文につきましては、5ページから7ページにかけて掲載しておりますので、別途御参照ください。非常に雑駁で恐縮ですが、案件(1)につきましては以上でございます。

○会長

ありがとうございました。只今の案件につきまして、委員の皆様から何か御意見等ございませんでしょうか。

○委員

まずは説明頂きまして、路上喫煙の禁止区域に関しまして、たばこの吸い殻の本数が減っているというのがありますけども、それ以外の地域ではですね、要は禁止区域以外の地域、八尾市内の路上でのその辺の認識はどのように考えておられるのですか。

○事務局

すみません、座ったままでという座長のお話を頂いております。座ったまま失礼いたします。この資料について前々回と前回と、路上の喫煙問題で複数の委員の皆様から御意見賜りまして、環境保全課の方が当条例の所管課ということで、今御説明申し上げたようなことでまず禁止区域近鉄八尾駅周辺から市役所にかけてというようなところを今禁止区域で打っております。条例上の罰則といいますか、過料を科しておるわけでございますが、現状はその周知徹底、啓発に努めて、すぐに過料徴収ということではなしに、その浸透を図っているということで聞いておまして、今後についてはまたその辺の一定状況を見ながらエリア、対象エリアを拡大していくということで考えられてるというふうには聞いておりますが、その辺は人権文化ふれあい部の所管事務でもございませんので、なかなかこの場でこうさせて頂くということは申し上げにくい立場にございますので、ただこれは市としてやはり市民の共通認識といいますか普遍的な考え方ということで、今後進めていくというのが基本的な姿勢であるのかなというふうに認識いたしておりますので、これは今指定されてる区域にとどまらずということで、今後考えていかれるものというふうには認識いたしております。すみません。

○委員

説明聞きましたらちょっと認識不足やなと思うんですけども、指定区域以外でも八尾市域内でたばこの煙を吸わせることに関しまして、マナーですからどこの路上であっても、他人にたばこの煙を吸わせることはだめですよっていうことでうたってるはずですよ。その重点地域としてその地域は罰金までお願いしてるわけですよ、反則金でね。ですから認識的にはたばこの煙を受動喫煙の防止ということで、健康面でだめですよっていうふうに認識を持って頂かないといけないと思いますね。それに伴いまして、もともと健康増進法が施行されたのがありますけども、それからFCTCが、国際条約ですね、採択されまして日本も調印してます。そして5年間の周知期間がありまして、2010年2月25日に厚生労働省から所管の方でガイダンス、エビデンスですね、出されました。その内容を御存

じですか。

○事務局

すみません、その辺の文書も目を通させて頂いてますが、今日は申し訳ございません、持ってきておりません。私も説明不足で申し訳ないですが、禁止区域としては指定されてる区域というのが先ほど御説明申し上げたようなところで、考え方としては今、委員さんお示しのとおりかなというふうに認識いたしております。説明不足で申し訳ございません。

○委員

私はなぜ言いますかと言いましたら、2月25日に出してる分に関しまして、受動喫煙の防止対策は、公共的空間は原則全面禁煙であるべきだということによって、そういうため屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間も、受動喫煙防止のための配慮が必要だと言うわけですね。子どものやっぱり人権の問題もありますから、きちっとそこは守って頂きたいなど。そして2月25日を国の方のエビデンスが生まれて、3月8日に出されてるのが、府の方からですよ、各市町村あてに出されてる通達がありますわね。そして17日に出されてる通達で明らかになされてるのが、多数の者が利用する公共的な空間、これを全面的禁煙と、原則的に、これで任意であって屋外であっても子どもの利用が想定される空間、公共的な空間においては受動喫煙防止のための配慮が必要だということをやっているわけですから、そのとらまえ方をちゃんときちっとして頂きたいと思ったんですわ。ですから、今のマナーの向上は確かにわかりますよ。でも徹底できてるかっていうと、ここの区域だけやったらあかんということですね。子どもが煙にさらされない環境をつくっていくということが大事ですから、そういった周知をどないされるかということです。いかがですか。

○会長

委員、いかがでしょうか。この路上喫煙に関しましては当人権に関する審議会だけの問題でもありませんし、当審議会としましてはその意向をくみながら、受動喫煙、とりわけ子どもの健康ということに対しては非常に我々としても関心が高く、善処して頂くように他部署と協議して頂くことを強く希望するくらいで答弁にさせて頂いても。

○委員

今会長からおっしゃってたけど、そう思ってるんですけども、言って頂きたいのはこの環境の方で取り組むんじゃないし、健康の方でも取り組んで頂きたいということをごちらの方から言って頂きたい。それが一つの私の、ここで発言する理由ですので宜しくお願いします。

○事務局

御指摘の点は重々踏まえまして、また保健推進課等ですね、健康管理所管してるところにも今日の頂いた御意見はしっかりお伝えさせて頂いて、お互い横のつながり、連携を持って、縦割りやなしに子どもさんのやっぱり健康をどう守るんだという視点、これは非常に重要な視点で、人権としても関係ないということでは決してございませんので、そこはもう当審議会からの御意見としてしっかりお伝えさせて頂きたいと思えます。どうもすみません、宜しくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。他に。

○委員

すみません、ちょっと質問なんですけれども、4ページ、今御説明があった4ページ、市の取り組みの②なんですけど、この啓発指導員というのは有償なんでしょうか、ボランティアなんでしょうか。

○事務局

申し訳ございません、手元に資料がありませんので確認をいたしまして、また報告申し上げたいと思えます。

○委員

質問の趣旨は、その啓発指導員は警察のOB職員にしているという、ここの理由がよくわからないんですね。この間行政の福祉化といいますか、いろんな行政が有償で出す人件費については、できるだけ就労支援あるいは就労に結びつくような中間就労訓練として活用していこうじゃないかということが大きな方針で、八尾の新しい総合計画にもそういった趣旨が盛り込まれています。だとしましたら、路上喫煙に対する啓発指導の仕事が必ずしも警察OBという、公務員OBですね、でなくてもいいのであれば、そういった生活保護からの脱却とか母子家庭の就労支援とか、障がい者の就労支援とか、そういう問題と結びつけてこの路上喫煙の指導ということにすれば、より一層啓発の効果がより有効に税金が使われるというか、そういった意味で、もしこれが無償であって警察もOBの方が、警察を退職した後ボランティアとしてやってあげるということであれば別にそれはそれなんですけれども、もしも有償で八尾市の税金を使っているということであれば、警察OBというふうになぜ限定しなければいけないのか、なぜ八尾市民の就労支援とか総合計画に盛り込まれている福祉からの自立ということに活用しないのか、そのあたり少しまた議論を深めて頂いて、それは広い意味では喫煙というよりも本審議会の目的である人権ということと結びついてくる課題でもないかと思しますので、少し持ち帰ってそのあたりのことを再検討お願いしたいと思います。

○会長

これはちょっと今すぐに、担当部署ではありませんので、すぐに回答が得るものと得られないものがあるでしょうから、次回の審議会ではどういう状況かを事務局の方から報告を受けるとともに、生活支援とか就労支援という観点から生きる権利に結びつくような形での政策という形に持っていけるのか、あるいはいけないのかということを少し問い合わせさせて頂く、あるいは御議論して頂くということで。

他にいかがでしょうか。もし何か後でお聞きの点がございましたら、最後に総括的に質問、意見等を受けさせて頂くといたしまして、引き続き案件2「八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)の進捗状況について」、資料が3から7までございますので、説明はそれを一括して説明して頂く方がよりわかりやすいと思しますので、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

○事務局

失礼いたします。案件(2)「八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)の進捗状況について」御説明いたします。

本市では八尾市第5次総合計画、やお総合計画2020に基づきまして、あらゆる施策の推進において差別をなくし、人権尊重の視点を持って取り組むこととしております。また、平成23年4月よりスタートしました『八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)』に基づきまして取り組みを進めているところでございます。本日、資料3から5としてお示ししておりますが、資料3はプラン全体の取り組み状況の総括表として集約したものとなります。資料4につきましては、プランに基づく取り組みを事業別に体系表として一覧表示したものでございまして、資料5は事業ごとの進捗状況を示した個表となっております。

まずは前々回、第21回審議会でお伺いいたしました御意見を踏まえて、担当課にて修正いたしました点について具体的に何例か御説明させていただきます。資料5の5ページをご覧頂けますでしょうか。1点目としまして、事業によって指標の表現にばらつきがありわかりづらいといった旨の御指摘を頂いておりました。こちらにつきましてNO15の指標について、1つ上の14の事業に合わせましてその定義を学校数の割合に変更いたしまして、単位の方もパーセント表示に変更しております。同様に、その他の事業につきましても、よりわかりやすい表現となりますよう統一した方向で変更を

かけさせて頂きました。

続きまして、25ページをご覧ください。2点目の御指摘といたしまして、実行前よりも目標値の方が下回っている事業があるという御指摘を受けておりました。こちらを受けまして、NO67、68の目標値の方を400回から450回の方に変更いたしましたものでございます。その他、目標値が空白になっていた事業につきましても、可能な限り目標値を設定したところです。

続きまして、43ページをご覧ください。御指摘頂いておりました3点目としまして、進行管理する事業の中に同和問題に関するものがないという御指摘を頂いておりました。こちらを受けまして、109番の事業といたしまして八尾市同和問題協議委員の会議の開催という事業項目を追加しております。

それでは案件(2)につきまして、本日は時間の関係もございいますので、総括表である資料3に基づいて御説明申し上げます。資料4、5につきましては後ほど適宜御参照くださいますようお願いいたします。

それでは資料3、総括表の方をご覧ください。項目といたしまして、取り組み実績、課題をお示ししておりますが、平成23年度における代表的な取り組み実績を中心に御説明させていただきます。まず、教育関係の方を中心に人権教育課より御説明させていただきます。

○事務局

それでは失礼いたします。人権教育関係につきましても、第4章第1節のところを見て頂きたいと思っております。1ページ目の上から4つ目までになります。

まず「就学前における人権教育の推進」につきましては、子育て総合支援ネットワークセンター事業、それから地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業等の実施によりまして、子育て相談や子育て支援を行ってまいりました。また、児童虐待の防止につきましては、啓発ポスターの作成であり、あるいは街頭キャンペーン等によりまして啓発を行うとともに、就学前、小中学校を問わず、関係機関と連携を取りながら早期発見、早期対応に努めております。

次に2つ目の、「学校における人権教育の推進」につきましては、日本語指導を必要とする帰国外国人児童、生徒に対する学習補助や保護者支援、適応指導等について進めてまいりました。また、人権教育の実践交流会を開催いたしまして、課題提起、情報交換、各学校園の実践の交流によりまして人権教育の推進のポイントや重点課題を確認、それぞれの学校園における取り組みにつなげることができました。さらに、平成22年度より取り組んできましたワークショップ、守りたいこどもの未来を昨年度は8回開催いたしまして、子どもの権利をはじめ子どもを取り巻く課題等について意見交換し、理解を深めることができました。なお、CAPのプログラムにつきましては、昨年度も市内の小中学校3年生を対象に実施しております。

次に、3つ目の項目になりますが、「学校・幼稚園・保育所(園)、家庭、地域の連携と推進」につきましては、平成23年度より養育支援訪問事業として子育てパートナーの派遣を行っております。また、放課後子ども教室推進事業において、市内21小学校区で地域の方々の参画を得て地域社会全体で子どもの豊かな成長をはぐくむ教育コミュニティづくりを推進しております。また、教育サポートセンターにおける教育相談事業につきましては、学校園での子どもに関する教育上の諸問題についての相談を行っております。

次に、「保育・教育関係者職員への人権研修の推進」につきましては、人権を大切にする心を育てる保育推進事業において、保育士を対象といたしました人権研修を実施し、資質の向上に努めてまいりました。また、教職員対象といたしましては、5回の人権教育研修講座、管理職人権教育研修会、あるいは初任者、5年目、教職経験5年目の教員を対象とした人権研修等を実施し、それぞれの目的、課題に沿った研修を行い、人権意識、資質の向上に努めてまいりました。教育

関係につきましては、以上でございます。

○事務局

続きまして、「企業等における人権に関する取り組みの推進」になります。こちらにつきましては、労働情報やおを2,000部発行し、企業人権協議会会員の事業所や関係機関へ配布するとともに、企業人権協議会におきましてはセミナーを2回実施し、企業の社会的責任を踏まえ、企業内での人権意識の向上を図る取り組みを進めました。

続きまして2ページをご覧ください。「特定職業従事者に関する取り組みの推進」におきまして、市職員、福祉関係者、保健医療関係者などに対する研修であります。市職員の研修につきましては、平成19年度より全部局において人権主导者を中心に職場における人権研修を、職場のニーズに応じて引き続き部局単位で実施いたしました。福祉関係者に対する研修につきましては、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、保護司会、介護保険事業者連絡協議会などにおきまして、自主的に研修を実施して頂きましたところでございます。

第4章3節、「地域に根付いた人権教育の推進」になりますが、八尾市人権啓発推進協議会によります人権啓発推進委員を養成するための研修を5回実施し、また地区人権研修の方を市内全32地区におきまして3年かけて実施するという計画のもと、平成23年度は10地区において実施いたしまして、地域における人権啓発の推進に取り組んだところでございます。また、人権擁護委員によります市内小学4年生を対象といたしました、いじめをなくそう人権教室につきまして、平成23年度は市内小学校19校で実施するなど、これまで以上に積極的な市民への人権啓発が行われました。

続きまして、「権利としての人権教育」です。識字・日本語学級を開催し、「よみ・かき・ことば」などの学習機会の提供を行い、平成23年度は延べ1,261人の参加を頂きまして、継続学習による基礎学力の向上を図りました。

次に、「相互理解と交流の推進」になります。地域で暮らす当事者をはじめとした市民の方が互いに理解する場として交流会を2回開催し、さまざまな人が交流することで互いの理解促進に頂くよう努めました。今後もより多くの方が参加し、交流できるよう開催方法、PR方法などを検討する必要があると考えております。

「多文化共生と国際交流」についてですが、外国人向けに市政情報や地域コミュニティ情報を提供するため、ベトナム語、中国語、英語の3ヶ国語の多言語情報誌を6回発行し、外国人市民への情報提供に努めました。

続きまして3ページをご覧ください。「家庭における人権教育の推進」についてですが、子育て中の市民に対する学習参加機会を保障するため、人権啓発セミナーや交流会におきまして一時保育のサービスを実施いたしました。また、家庭教育学級事業を実施し、保護者への人権教育・啓発を推進しております。

続きまして、「市民団体や研究機関による取り組み」になります。八尾市人権啓発推進協議会において一日研修会、みんなのしあわせを築く八尾市民集会などを開催しております。また、一般財団法人八尾市人権協会では、じんけん楽習塾を9回実施し、参加型学習でさまざまな意見を共有しながら学習を行って頂いたところです。また、世界人権宣言八尾市実行委員会では、加盟団体によるネットワーク会議、ひゅーまんフェスタ、パネル展などを開催して頂いております。

第5章、「重点的な取り組み」になります。地区福祉委員会を中心としました人権啓発交流の促進としまして、先ほども御説明いたしました市内10地区での地区人権研修を実施いたしました。また、さまざまな人が地域で活躍し、交流できる人権教育・啓発の推進におきまして、公募市民委員からなる市民フォーラムを6回開催し、人権教育・啓発を進めるため3つのテーマからなる人権学

習プログラムの作成に取り組みました。

「推進のための環境整備」といたしまして、総合的な人権学習情報の提供を進めるため、「ちいき・人権・World」の発行やホームページ、市政だより、FMちやおなどを活用し、広く市民に情報提供を行いました。今後もよりさまざまな情報を提供するため、NPO法人や民間団体、関係各課との連携を図る必要があります。

「推進体制」につきましては、人権教育・啓発の推進を市民と行政が協働で進めるため、市民フォーラムや交流会の開催、人権尊重の社会づくり審議会等を開催いたしました。また、八尾市人権啓発推進協議会、一般財団法人八尾市人権協会、八尾市企業人権協議会を初めとした市内の各種団体と連携を図り、効果的な推進を図ってまいりました。

続きまして、「進行管理と評価」につきましては、人権啓発セミナー、人権学習講座、人権教育各研修におきまして、参加者に対するアンケート調査を実施することで、参加者のニーズの把握に努めました。また、「平成23年度八尾市民意識調査」では、人権に関する4項目を設け、市民の意識の推移の把握に努めているところであります。以上、資料3について説明いたしました。

引き続き、「平成23年度における虐待件数等について」御報告させていただきます。資料6をご覧くださいでしょうか。ここでは本市で把握しております平成19年度から23年度における人権課題別の虐待等の件数についてお示ししております。まず子どもにつきましては、児童虐待の通告件数は平成21年度まで増加傾向にありましたが、平成22年度におきまして減少している状況にあります。この主な原因といたしましては、こども家庭センターの全国共通ダイヤル、こちらの周知が進むなどしたため、虐待の通報が直接こども家庭センターに集中したため、結果的に本市への通報件数が減少しているものと分析しております。しかし、平成23年度におきましては、150件と再度件数が増加しており、この原因につきましては逆にこども家庭センターではなく、直接本市への通告が増加したのを、また、一つの虐待事例に関して近隣住民、保育所など複数から通告があったものと考えております。さらにネグレクトや心理的虐待など、目に見えにくい虐待についての認識が高まってきたことなどにより、市民からの通告件数が増加したものと考えております。今後も本市におきましては、要保護児童対策地域協議会を通じまして、さまざまな機関との連携を図りながら、児童虐待等に関するネットワークのさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者につきましては、通報件数が年々増加しておりますが、関係機関での周知が進んだこと、とりわけ虐待と疑わしい場合の通報に対する周知が進んだことにより、これまで顕在化していなかった事例が通報されつつあるものと考えております。平成23年度につきましては、通報件数が若干減少しているとはいえ横ばいであり、虐待認定件数は増加しております。その原因としましては、通報者の多くを占めるケアマネジャーの虐待に対する判断が的確になってきたため、その件数が増えているものと分析しております。

続きまして、女性になりますが、資料の裏面の方をご覧ください。配偶者からの暴力件数とその相談対応の状況についてですが、女性におきましては他の項目と違い、平成21年度以降の件数を掲載しております。こちらは従前人権政策課に対する相談件数のみカウントしておりましたが、平成21年度以降は関係各課への相談件数も合わせて八尾市全体で集計するように、その集計方法を変更したことによります。御理解賜りますよう宜しくお願いいたします。平成23年度につきましては、本人以外からの相談件数が増加、また一時保護件数の増加が見られますが、その原因としましては年々関係機関での相談体制が整い、市民への周知が浸透してきたものと考えております。以上、資料6、「平成23年度における虐待件数等について」御説明させていただきます。

続きまして、本審議会にて前回報告した以降に新たに八尾市内で発生いたしました差別事象について御報告させていただきます。資料7をご覧ください。資料にお示ししましたとおり、1件の差別発

言に関する事象が発生しております。こちらにつきましては、市内路上におきまして児童2名が口論中、1名に対して韓国の学校に行つとけと発言したものです。対応といたしまして、児童2名に対し担任教諭より口論になっても相手を傷つけるようなことは言うてはならないこと、また、特に差別発言を行った児童に対しまして、国籍や民族等で相手を攻撃してはいけないことを指摘しております。以上、大変雑駁ではございますが案件(2)「八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)の進捗状況について」、また虐待件数等及び差別事象について一括して御説明させて頂きました。

○会長

ありがとうございました。非常に広範囲かつ膨大な内容を含んでるように見受けますが、各団体より参加頂いていることもありまして、とりわけ関わりのある項目などに目をやって頂きまして、事務局からの説明等に関しまして何か御意見とか質問等ございましたら遠慮なく伺いたいと思います。

○委員

識字教室の話に一応実績書いて頂いてるんですけど、日本語教室みたいなのも一緒にデータで混ぜてるんじゃないかなと思って、分析したら数字がもう少し詳しく出るはずなのに、日本語教室と識字教室はデータ一緒で書かれてるから、ちょっとわかりにくいんやね。うちの実態で言ったら、私の実感として識字教室は昔ともうね、同和地域の実態も変わったりとか大学進学率、高校進学率も高まったりとかがあって、確かに非識字率は高いけど、形態も変わっていったんねんけど、行政の方にしたらその対応はいまだに旧態依然としてあまり企画力も発揮してもらってないような気もせんでもないんやけど、そこら辺の感覚は、考え方というかね、今の実態と勘案してちょっと見解を言うてほしいんですけど。

○事務局

委員、どの資料を皆さんに見て頂くのが最もよく理解できるものと思われましてでしょうか。資料3の2ページの項でいうと3のところ。

○委員

「権利としての人権教育」のところに、識字・日本語学級を開催し、「よみ・かき・ことば」等の学習機会の提供の文言あんなんけど、平成23年度は延べ1261人の参加がありってなってんねんけど、日本語学級の方は中国帰国子女の関係者が多いと思うんやけどね。識字学級の方というんか、識字教室の方は両同和地域で開催されてる部分違うんかいなと、この数字と一緒に書かれたんではちょっと分析している分野について弱いんちゃうかなと思ったんです。

○事務局

すみません、今の資料3の事業の個表でございますが、資料5の27ページをちょっとご覧頂きたいんですが、27ページの「権利としての人権教育」の、該当事業で申しますと72番、識字・日本語学級運営事業となつてございまして、生涯学習スポーツ課の方で事業主体、実施場所としましては桂人権コミュニティセンターと安中人権コミュニティセンターで今実施してるという事業でございます。申し訳ございません、まず指標の定義としまして、識字学級と日本語学級の延べの出席者数というのは目標数値設定がなされてございまして、このあわせた目標値が1,500というところをめざすということになってございまして、我々もお聞きしてる話では御指摘のようにやはり受講されてる生徒さんの層といいますか、対象者が少しずつ変わってきてるというのは我々も認識いたしてございまして、数値の取り方としてこういう目標数値設定になってございまして、即した書き方になってしまつてまして、申し訳ございませんが今私ども手元に内訳がございまして、今の内訳がどう推移してるかっていうのは御説明できないですけども、この辺はまた所管課の方に宿題として預らせて頂いて、また次回お示しさせて頂きたいと思つたので、宜しくお願いします。

○委員

担当課が生涯学習スポーツ課やから、数の出し方をもうちょっと工夫してって言うことで言うといてもうたらええかなと思います。

○委員

失礼します。資料3の1ページの「学校における人権教育の推進」で、帰国・外国人児童生徒受入等につきまして、緊急雇用創出基金の活用ということで、通訳の方の配置というか派遣でされていると思います。昨年度からですね、こういう雇用創出基金で学校に日本語の通訳という形で派遣されてる方が何人かおられますけども、現場では非常にそういう、日本語を十分理解できないっていう子どもたちとのコミュニケーションをとるという意味では、そういう通訳の方に現場に入って頂いて、子どもの精神面の安定にも、学力もそうですが、事業そのものが非常に有効であるということですが、同時に保護者の方との関係も非常に、言葉を通じての理解、子どもの様子も含めて学校のいろんな取り組みも含めてお知らせできるっていうので、非常に教育現場としては結構ありがたい事業だというふうに聞いておりますが、ただ緊急雇用創出基金という形のもので、これにつきましては本来は今年度どうかということでありましたし、それが何とかっていうことですが、来年度ですね、そういえば心配事っていうんですかね、こういう制度があるからできるけれども、制度がなくなってしまうと人が派遣できないということになると、現場では非常に困るという状況が生まれてくるのではないかなというふうに思っていますので、今後課題として受入体制をさらに整備する必要があると書いておられますけど、おそらくそのことを意識して書いておられるのかなとは思いますが、そういうことも含めてと思いますけれども、全体の取りわけ八尾の今年度の施策の中で在日外国人の取り組みとして、重点課題という形で位置づけておられるということですので、特にこの辺につきましては来年度そういったことがないような形での取り組みをぜひお願いしたいと思います。

○会長

これについて何か、事務局の方からコメントとか。

○事務局

失礼いたします。日本語通訳につきましては、昨年度は3名の方を緊急雇用という形で雇用させて頂き、学校の方に配置させて頂きました。本年度は2名の配置とそれから市の単費の方で2名、常勤嘱託という形ですが配置しておるような状況になっております。活用の方は非常にして頂いておまして、先ほど委員の方からもありましたが、ただ単に学校現場での学習指導、それから適応指導にとどまらず保護者のコミュニケーション関係、学校の方にやっぱり通訳さんがいることで保護者の足が向くというような報告も受けております。また来年度もできるだけ努力の方はしていきたいなというふうに考えております。

○会長

委員からは財源確保の問題もしっかり取り組んでくださいっていう、そういう御指示であったかなと思いますので、その点を御確認させて頂きたいと思います。非常に厳しい状況ということは理解できますが。他に、いかがでしょうか。

○委員

すみません、私の聞き取り方がまずかったのかもわからないんですけども、総括表の資料3の「学校・幼稚園・保育所(園)、家庭、地域の連携の推進」のところで、ページの一番上の、平成23年度からは養育支援訪問事業として子育てパートナー等の派遣等を行ったとありますが、これは23年度から始まったというふうに聞き取れてしまったんですけど、子育てパートナー自体は以前から行われてた事業ですよ。これが養育支援訪問事業という名前がついて始まったというのが23年度からということだったんでしょうかしら。その辺がわかりません、ちょっと聞き取れなかったんです

けども。

○事務局

すみません、今委員さんに御指摘頂きましたとおり、少し事業の名称等が変わったということもございまして、ただ同様の取り組みというのは今御案内のとおり従前からやっておりましたんで、少し事業としてはリニューアルして23年度からは養育支援訪問事業というような形で少し組み換えがあったということでございまして、取り組み自体は御案内のとおりということでございます。すみません、宜しくお願いいたします。

○会長

それで宜しいでしょうか。引き続き手何か案件の。他は特に、今のところ。

○委員

今のところ。

○委員

今の4番の「学校・幼稚園・保育所(園)、家庭、地域の連携の推進」と、それから5番の「保育・教育関係職員への人権研修の推進」というところなんですけど、私前にも一度発言させて頂いたんですけど、まず学校関係でもかつての同和教育であるとか、人権教育の継承がなかなか図られにくいと、ちょうど世代的に団塊の世代の方々が過分に担ってこられた時代の方々がここ数年間で退職されてるというようなこともあったり、それから児童数が減って、クラスが減ったりというようなこともあって、先生の数も余り増えていないというようなことも当然あると思います。その点で、経験のあるOB・OGの方々の活用を図ったらどうかということを前にも提言させて頂いて、実は私どもの地域では昨年小中学校校区の小中学校、それから青少年会館の勤務の経験のある退職者の方々合計70名ぐらいのリストアップをして、その中から呼びかけ人をつくって頂いて、約2カ月ぐらいかけて準備して、昨年11月に実は、今、安中の子育て支援を図るということで、その方々で、退職者の方々を中心にして、実は会をつくって頂いて、約30名ぐらいの方々が登録して頂いたんですね。これから夏休みにまた入りますけれども、その中で子育てあるいは家庭教育のそういう悩みの相談というの、そういう先生方の今までの経験というようなものをぜひ活かして頂いて、取り組んでいこうと。地域での親の組織、親の集まりっていつながりが弱くなってきている傾向もありますので、そういうものを一つきっかけにしてやっていこうというふうには考えてます。どんな権限とか、あるいは責任とかいうようなことが、行政との関係であるのかちょっとそこは工夫がいるかとは思いますが、ぜひそういう経験のある退職者の方々の活用というの、図って頂きたいというのが1点です。地域の連携との関係でも、ここ数年私も講師に呼んで頂いたりしまして、関係施設の新任とか転任の方々を対象にした人権研修も、人権コミセンを中心にして取り組みをして頂いておりましたが、その中で若干保育所については若干協力関係が今薄くなっているということがあります。私どもの地域では一部民営化された保育所と公立の保育所と2カ所ありますけれども、逆に民営化された保育所の方々は必ず代表が、園の代表が必ず参加して頂いて、後は交流会等にも御参加頂いてるんですが、公立の保育所の方からはここ数年参加者がいないというような状況があります。このあたりやはり職員への人権研修という点で、もう一度そこについてはしっかりとしたそういう指導体制というの、図って頂く必要があるのではないかと、特に安中保育所の方では地元のいわゆる子育て支援の相談センターの設置がなされてるところでもありますから、そういう意味では地域連携不可欠の組織でもありますので、そういう点では、私どもの方からも呼びかけもできるだけさせて頂きますけれども、そういうところへの参加というの、ぜひ、これもまた関係部局の方でぜひ指導を図って頂きたいというふうに思います。

○会長

委員、2点の主張がありましたが、最初の方の退職者の参加による教員研修の継承という、それはその地域で独自の取り組みとしてやられて、それである程度の成果を得られたと、そういう。

○委員

立ち上げたところです。これからですけども、そういう研修が図れたというのはよかったなと思っています。

○会長

その効果がどのようなものかということをもた引き続き今後この場で御報告頂きまして、もしそれが、組織ができたということ自身それは有用なことです、さらに有用性が高まるようでしたらそれを広めるということも提言として考えられるでしょうし。それから委員の御意見の中に、公立の保育所職員の研修参加があまり促されていないのではないかと御指摘があったのですが、それは特に何か。

○事務局

実は私、安中東保育所の民営化の担当をしております、当時は公立で実施してる保育内容を基本的には引き継いでいくということを前提条件で、保育の質を落とさないということで民営化をしてきましたので、そういった趣旨からは地域との円滑な連携というようなこともうたわせて頂いてたように記憶しておりますので、しっかりと担保して頂けてるのかなというふうに認識したんですが、逆に公立の方がなぜ連携が取れてないのかということ、私がおった当時からすると少し変わってきたのかなというような印象を受けたんですが、ひょっとしたら新任の先生方が、保育士さんがたまたま少なかったというようなことなのかなというようなこともわかりませんが、その辺につきましては御指摘を踏まえまして所管の方、こども未来部の方にも当審議会ですら御意見、疑問の投げかけを頂きましたということで、しっかりと報告をさせて頂いて、やはりその地域との円滑な連携、先ほど1点目でお示し頂きましたように、やはり市民と行政の協働ということを我々うたっておりますので、やはり市民の方々としっかり持てる地域の支援としたり、今後活かしていく中でお互いの役割分担の中でさせて頂くというのが基本かなと考えておりますので、そういった点からもやはり保育所の中だけでとどまってるということではなしに、地域の歴史的な経過も踏まえて地区内のさまざまな関係機関としっかり連携を取って頂くということも円滑な、子どもさんを中心に保育をしていく上ではやはり必要な視点かなというふうに考えますので、その辺はまた担当課の方にお伝えしたいと思います。すみません。

○委員

ありがとうございました。

○会長

ちなみに、個人的な関心で恐縮なんです、委員からも指摘されたことにちょっと発想を受けまして、退職者の方々の参加というのはボランティアという。

○委員

ボランティアです。

○会長

他にいかがでしょうか。

○委員

虐待っていうのがね興味持っていて、障がい者への虐待防止法というのが今年の10月から施行されて、立案はもっと早くあったんですが。この虐待の件数を説明頂いたんですが。こういった兄弟からとか、家族からのとかありますね。これ私は一度相談を受けたのは、私は障がい者で家族の中で無視されてると、これも一つの虐待なんですかね、そういうようなことで障がい者のこと

ばかりで申し訳ないんですが。ありがとうございました。

○会長

どうもありがとうございました。なかなか身内からの虐待というのは表に出てきづらいついていう、近頃いわゆるネグレクトという、無視とかそういう部分が非常に。

○委員

資料6の方にございます、裏面の3の女性の相談に関してなんですけれども、本人さんからは少なくなっておりますが、本人以外にも相談が増えてたりとか、資料の5の48ページのところですね、125番の女性相談というところを見ましても、165件ということで相談件数が増えてきてるかなと思っております。これも本当に男女共同参画センター「すみれ」ということでこの間もちょっと見させて頂いたんですけれども、かがやきの中で今一角を借りて拡充してセンターができてるんですが、そこでいろいろな相談もされてるかとは思いますが。なかなか相談からその方に具体的な支援っていうのがもともと難しいと思うんですけれども、他市では民間のシェルターなんかもつくられてる市もあるかと聞いておりますし、現にそういう意味での相談でシェルターを私も紹介してるところもございます。それでシェルターっていうのはなかなか費用的にも大変だと聞いてるんですけれども、本市としてシェルターを推進されるとお考えというのはいかがでしょうか。

○事務局

今現状は、御指摘のDV被害者の一時保護とかということでは、現状の対応といたしましては大阪府を通じて、大阪府が契約されてる施設に状況に応じて、他市になりますけども府内の他市町村、他市のそういう施設に措置をさせて頂いてというのが現状でございます。DV防止法の中で、DVの防止の基本計画を市町村の努力規定として策定に努めるということがうたわれてございますので、今年度その辺の議論は、先ほどデートDVのお話も少しありましたけど、デートDVの対応であるとか、あるいは外国の方でコミュニケーションが困難な方に対してどう対応していくのかと、そういったところも踏まえて、DVの基本計画というのをまず公募市民の方も入って頂く中で議論をさせて頂きたいと思っておりますので、その辺でいろんな御意見を頂く中で、また今後については十分、今の利用実態、ニーズに対して本市の対応でどうなのかというところは十分精査をした上で考えさせて頂きたいと思っております。宜しくお願いいたします。

○委員

児童虐待等々、やっぱり相談件数も増えているという状況なんですけど、やはり女性のDVっていうのとやっぱり並行してると思っていて、女性がそういうふうな支援というものを必要であるかと思っておりますので、ぜひとも民間のシェルターの推進等々また一時保護の緊急性のある高いものに関しては、そういうふうな所に対応できるように市としても設置の方を取り組んで頂きたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○委員

この人権条例に基づく審議会に参加させて頂いてるんですが、憲法に基づく基本的人権を否定するところではないという認識ですので、憲法に基づく基本的人権をいかに充実させていくかという立場からちょっと発言をさせて頂きたいなというふうに思います。まず1点目なんですけど、資料7です。資料7の差別事象等一覧ということで、前回審議会報告以降に発生した事象ということで、子どもたちの発言が報告されてるんですが、子どもの成長、発達段階の中で私はいろんな言葉が飛び出す、これは十分あり得ることだし、やっぱりその都度担任の先生や大人があかんと、ちゃんと注意して科学的に、教育的指導を入れていくっていうのは当然のことだと思うんですね。ただ、こ

ういう場で、これが差別事象やということと報告されるということは、私はやっぱり違うんじゃないかなというふうに思いますので、それは申し上げたいと思います。

それと、もう一点なんですが、憲法に基づく基本的人権って言いましたが、憲法というのは国民が国を縛ることのできる、国にこうなさいよと、縛ることのできる唯一の国の最高法規となっています。国民が国を監視すると、これはどういうことかと言えば、国が基本的人権、国民の基本的人権を守ることを怠ったときにこそまさに基本的人権が守られなくなるという、その現われではないかなと思うんですね。ですので、今回教育・啓発の進行管理ということを出して頂いてるんですが、国が基本的人権を守ることを怠った、もしくは国民の意に反して進んでいる中で基本的人権が守られていない、その部分が私はこの中では欠落しているのではないかなというふうに思うんです。例えば介護、高齢者が問題で言えば、今現実に起きてる介護報酬が大きく変わったり時間が短くなって、今介護の現場ではもう大変な悲鳴が上がってます。特別養護老人ホームも待機者も莫大に出てるんですね。子どもの人権で言えば保育所の問題です。今年特に保育所に入れなかった子どもが600人近くも出てるんですね。障害者自立支援法、これも一刻も早く廃止して、こんなDNAを引き継いだ法律ではなくて、合意に基づいた新たな新法が必要やと、そのことこそ必要ではないかと、これが基本的人権に基づく視点ではないかなというふうに私は思うんです。それと、私は今回一番ちょっと気になってるのが、外国人の問題なんです。外国籍を持って今日本に住んでらっしゃる方で、今度7月9日から新しい制度が開始されます。ところがこの制度が非常に、外国籍を持った方々に対してプライバシーや人権上の問題があって、しかも地方自治上保証された行政サービスからも排除されると、こういう中身のものが始まろうとしてるんですね。まさにそれが始まろうとしている中の直前の審議会でもありますし、本来でしたら私はこういうところこそ基本的人権を守るという立場であれば、外国人との共生という立場に立つのであれば、審議をするというのがあるべき姿ではないかなというふうに思うんですが、ちょっとそういう思いがありましたので発言させて頂きました。

○会長

憲法をどのようにとらえるかということは大きく分けて2つの見方があるでしょうけれども、少し私のように専門的に勉強している、研究している人間からすれば何かちょっとこう、行き違いなところもあるように感じるわけですが、一つだけこの場を借りてお伺いしたかったのは、資料7の差別事象をこの場で報告して頂いて、それを共有するというのは場違いではないかというような、そういう御認識で発言されたと思うのですが、それはどういうことなんでしょうか。

○委員

宜しいですか。特にこの部分についてなんですけど、子どもが成長発達上、けんかの中でいろんな言葉を出したりとか、そういうことは十分あり得ることですし、それは教育活動の中でしっかりと指導していくと、これは十分何でもどこでもあり得ることですので、これをとりたてて差別事象ということとこういう場で報告するというのは、私はなじみがないというか、なじまないというか、適さないかなというふうに思うんです。

○会長

ですからそのなじまない理由というのは何でしょうかというのを私はお伺いしたいんですけども。

○委員

だからこういうところで報告する必要がないと、なぜ報告をするんでしょうか。

○会長

それはこういう差別事象について我々はどういう認識を共有しなければならないかという、まずは情報と意識の共有を図った上で議論の真価を深めていくということですから、私などはこういう事象が現に行われたということの認識は極めて重要であると思っていますけれども、確かに子どもが

さまざまな形でどういう意見を言うかっていうのは場面場面で違っているでしょうけれども、そこで発言された内容について自分の発言が客観的に見てどうであったかということを教育に携わる人たちが指摘するということは、その人の人権教育にとっては極めて役立つことだと思うんですね。それはそれでまた別問題。しかし、ここでこういう事象があったということを我々が共有するということは、また別に何ら支障もないことではないでしょうかね。

○委員

私の思いとしては、先生とちょっと違うんですけど、共有するとするならば子どもたちがこういう発言をすることはあるし、教育現場の中ではきちんと対応もしてると、そういうことを共通認識として持っていれば何もこんなことを一つ一つとりたてて報告する必要もないのではないかなというふうに思うんです。こんなあり得ることをとりたてて報告すると、一体そこに何の意味があるのかなと、そういうふうに思うんですけど。

○委員

言わないといけないかなって思いますけども、この事象っていうかね、私たちの人権感覚で言えばこんなことというふうに思うのか、とりたててというふうにして思うのかということが、まず私たちの人権意識の下支えになるというふうに私は個人的には思わざるを得ないと思いますね。それと、児童というふうに書いておられますので、恐らく小学校だろうというふうに推測されますけれども、以前からも恐らくこの児童の1人は在日のコリアンでしょうかね、相手の子はわかってるわけですかね、状況がわからないのではっきりしたことは言えませんけれども、けんかっていうのはありますよね、あほ、ぼけとかいうのとか、それはもちろんけんかであるんですが、恐らく私らも子どもが知らずにやってるころの話なんです、相手方は日本人の子どもにとっては恐らくけんかだったら勝つことがやっぱり優先ですので、相手をやっつけるということが大事なんですよね。ですから韓国の学校に行くとけということについては、この言葉がどれだけのダメージを与えるかっていうことでは、これははっきりと認識をした発言だというふうにとらえるべきだし、とらえるだろうというふうに思っているんですね。これは発達段階の方で生まれてくるかというそうではなくて、いろんな、在日の置かれてる状況であったりとか、あるいはその子の持っている知識であったりとか意識の形成、それも周りの中から、恐らく韓国に対するイメージというのがつくられているわけですね。そういった意味では、それはすべての子が発達段階に持ち得ることじゃないと私は思うんですね。明らかにその子がけんかの中で相手の子を、在日である子をやっつけようとかあるいは自分の方が優位に立とうと思って使ってるっていうことですよ。その子であれば明らかにこれは、この在日ということを否定した発言であることは間違いないと私は思ってるんですね。それと、今の委員がおっしゃってましたけど、発言は言った子をどうするっていうことの立場での御発言みたいに私は思うんですね。言われた方はどうなんだっていう、言ったから注意したらいいじゃないかっていうふうに私はとらえたんです。じゃなくて、やっぱり言った子もいろいろ問題あるでしょうし、色んな状況の中で何でということももちろんあるしね、言われた子もやっぱりそれはそれで傷ついたことで、フォローも逆に必要だと思うんです。ただ、当の本人に謝ったからそれでプラスマイナスゼロにはならないんですよね、こういう発言は。ということも踏まえてそういう認識の中でこういう事象があるということで、学校現場ではどんなことが必要なかっていうことを、改めて共通認識を持ちながら現場の先生に返していくということの中身をここで考えていくっていうことではないかなと私は思ってますので、とても意義のある中身じゃないかなと私は思っています。

○会長

他に何か、事務局の方から。

○事務局

失礼します。先ほど少し触れさせて、事務局の方から触れさせて頂いたんですが、もう少しお話の方をさせて頂きますと、今委員の方から御指摘がありましたように、これは小学生です。発言を受けた児童というのは帰化しております。お母さんは韓国籍の方で、よく韓国の方にも行ったりということで、交流をしております。お土産を配ったりというようなこともしております。発言した方の児童につきましても、日ごろからはそんなに仲の悪い児童ではないということは聞いています。ただ口論の中で一方がちびという発言をし、それに対して韓国に帰っけというような発言があったということで、確かに口論の中での発言であるということでここに書かせてもらったとおりになんです。ただ、児童自身につきましても、やはり当時本人が韓国にルーツがあるということは十分わかった上で発言しておるかなというふうに思いますし、それからまた学校の方といたしましても、そのあたりは十分課題としてとらえまして、発言された子に対するケア、それから当然発言をした児童に対しても今後のことということで指導の方をしております。また学校全体を上げた形ででも、もう一度取り組みを見直すという一つのきっかけになっておりますので、学校全体としましても今見直しをかけているということになるというような状態に今なっております。

○委員

だからこそ、私は教育現場での中立性、自主性、これを守るべきではないかなというふうに思うんですね。状況がよくわからない、その子どもの発達段階っていうのをここでわかるわけじゃないですわ。それはやはり学校の現場、担任の先生、かかわってる方々しかわからない、だからこそこの問題の解決というのは、まさに教育の現場の中ではかられるべきものであるし、教育の現場というのは中立性、自主性というものがきちんと保証されなければならないと、だからそういう意味ではここでできることには限界があると。ですので私はとりわけこういう、特に子どものけんかの中で生じているようなことについては学校の指導というのを信頼しておりますので、中立性、自主性を保つという点でもふさわしくないのではないかなと、私の思いなんですが述べさせて頂きました。

○会長

委員には委員の思いがあられるでしょうけど、少なくとも私がここで議事司会進行をさせて頂く限りにおきましては、今後も引き続きこうした差別事象等について意識を共有していく方向で臨みたいと思います。宜しく願いいたします。

他に、7月9日からの、それについては少し具体的にどういう制度かっていうことを委員の、他の委員の方が共通して認識されていますか、どうでしょうか。

○事務局

すみません、住民基本台帳簿の一部を改正する法律が7月9日に施行されまして、私も担当課ではなくあまり詳しくは、今手元に資料がありませんので概要のみになりますけども、外国人登録の制度は従前、今もあるわけでございますけども、この外登法、いわゆる外登法が廃止されまして、在留資格のある方については住民基本台帳に登載して住民票が必要であれば発行されるという形に、大きく言いますとそういう対応に変わるということでございまして、先ほど委員が御案内の行政サービスの低下というようなことに対する懸念の御発言があったわけでありまして、これも在留資格が3ヶ月未満の方については住民基本台帳簿の適用外というようなことになっておりまして、その辺のことを案じて懸念されての御発言かと思うんですが、この点につきましては総務省の方から参議院、国会審議の中で参議院の審議の過程で附帯決議というのがついておりまして、予防接種でありますとかというのが例にあがってたかと思えますけれども、一定の行政サービスを受ける上で今回の住民基本台帳簿の一部を改正する法律による改正が、行政サービスの低下を招くことはないようにということが附帯決議として付されてございまして、これを受けた総務省の通知、市町村に対する通知の中でも当然従前行われてる行政サービスがこの法改正によって後退する

ものではないということが通知として出ておりますので、我々行政職員としましては、これが何らかの行政サービスのいわゆる切り捨てみたいな、そういうイメージではなしに、基本的には外国人登録法が廃止されて、住民基本台帳簿の適用を受ける形に変わるんだというところに主眼があるというふうに認識いたしておりますし、この審議会でなぜ議論しないのかというような御意見も頂きましたが、これは国の法改正、制度改正に基づくものでございますので、市町村でこれを改正して市の独自の裁量に基づいて何か施策を打つというようなものでもございませんので、この場で御審議頂いて果たして何か違う八尾市独自の取り組みができるのかと言え、そこは少し私も不勉強で申し訳ないんですけど、少しなじまないのかなというふうに認識いたしております。ちょっと雑駁で申し訳ございませんが以上です。

○委員

この場がなじむかどうかについては、私もちょっと不勉強でよくわかりませんが、ただ国の制度改正だとしても重大な人権にかかわる問題でしたら、例えば最初市長さんがご挨拶のときに、何か市長会の、人権部会の副会長とかかれてるとか、あと近畿の人権部会とかそういうことをしているとかがいふにおっしゃっておられたんで、例えばこの審議会の中でいろんな意見が出たものを市長さん伝えてくださいねと、市長会通じて国に伝えてくださいねと、そういう力っていうのはあると思いますので、そういう点では国の制度改正に基づくものであっても基本的人権に基づく重大なものであれば、この場で審議することは重要ではないかなというふうに思いますので、そういうことは今後の意見として言わせて頂きたいと思います。

○会長

わかりました。具体的な資料がないもので、この制度改正に伴って、一体どこの範囲までこの場で議論できるかというところの問題もありますので、ただ外国人登録法の廃止により、外国人の方々に対する行政サービスの低下というものが現実には起こらないように、起こってはならないというそういう懸念がこの場でも示されたという形で意見をまとめさせていただきます。他にいかがでしょうか。

○委員

失礼します。資料3、3節2項の項目、「地域に根付いた人権教育の推進」の部分の人権教育の開催にかかわってについて、御意見、御質問お願いしたいなと思います。この課題が人権教室開催回数増加、SOSミニレター事業の件数増加ということで課題が挙げられております。その中で、対応方法の検討の必要があるということが文章化されているかと思いますが、私は人権擁護委員を3年やりまして4年目になっておるんですが、その感想としまして大阪府下でも八尾市における人権擁護委員の取り組み、これは事務局も含めてなんですが、本当に進んでいると感じています。八尾は府下の中でも一番ではないかと思うぐらい取り組み、あるいはそういったもの、これまでの積み重ねがあるなと感じております。例えば月1回の定例会、人権擁護の定例会、こんなにやってる市はどれぐらいあるかなと本当に思うぐらいやられています。それから人権啓発、FMちゃお、私も2回ほど行って放送に携わってるんですが、そういった機関も利用した市ってあるかなと。あるいは学校での人権教室、私も1回行って、また次行くんですが、今、増加っていう、「本当に来るのかいな。忙しいのに来られても。」っていうふうに、普通取るかなと思うけど違うんです。してほしいって、どんどん啓発してほしいっていうような学校現場の声があって、ここに書かれてるように本当に回数増加があります。あるいは人権相談、電話での相談、あるいはレターということで、本当にたくさんたくさん取り組みがされているというのが現状です。そういう意味で、府下でも一番だと思います。それも今私今日初めて出させて頂いてるんですが、八尾市人権尊重の社会づくり審議会っていうもの、こういった大きな組織、八尾市全体で人権に関わって取り組まれているっていうものの中でやっぱり進められているんだなということを、今本当にいろんな御意見お聞かせ願って感じたん

です。そういうことで、やっぱり八尾市はすごいなっていうことを感じたんですが、実は私まだ現場で教員をしております。退職後も、先ほど退職されているような活用というお話を安中の先生についてあったんですが、実はまだ私は現役、刑部小学校で現役をしてるんです。そうやって子どもたちに学校の中で人権にかかわるといっているのをやっているんですが、そういう中でやっぱりこうやって私も活動して、子どもたちのために何とかっていうことで来てるんですが、今日も年休取ってきたんです、実は。そういうことで、やりたいんだけどなかなかできないっていう部分で、もう少し人権擁護委員が増やせない、今年3人おやめになったんですよね。私もいろいろあってやめたかったんですが、残念ながら3人もおやめになったらもうやめられない、回らないんですよ。こんなにやっぱりやればやるほどそういう、増えるんですよね、取り組みっていうのは。大変熱心にやるほどやっぱり成果が出てきたら、しかし人は足りなくなるという部分で今素直な気持ち、何人かでも増やせないのか議会とか、人数はあるんですけど、そういうことをちょっと教えて欲しいなど。以上です。

○事務局

日頃ありがとうございます。今日は年休まで取って頂いて申し訳ございません。お世話になっております、ありがとうございます。御指摘の点、3名欠員状態が続きまして、大変本当に御負担をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。この6月議会で市議会の方に御承認を賜りまして、一応八尾市は17名という定数枠という枠がございますので、枠いっぱいとは何とかということをお願いいたしまして、3名増えておりますので、今市議会で御承認を賜って、今回新たにお二人入って頂いて、合わせて継続の方も入れて御承認賜ったわけでありまして、17名の枠いっぱいには増えましたので、少しは先生の御負担も軽減できないかなと期待いたしておまして、申し訳ないです、17名の枠というのは法務局の方でも市の人口規模等で決まっておりますので、確かに他市に比べたら相当八尾市の人権擁護委員の先生方は活発に御活躍、御活動頂いてまして、市長の方もかなり人権擁護委員については熱心に、やはり欠員が生じると早く欠員を補充せよということで我々も厳しくおしかりを頂いてたような状況でございまして、何とか市議会の方も御理解も頂けて、補充ができた。まだまだ足らんということでございましてその辺また法務局の方にも御意向を十分にお伝えさせて頂きたいと思っております。本当にお世話になっております。申し訳ございません。ありがとうございます。

○会長

委員、私の方からも引き続き現場に携われる方として積極的にこの場で御意見を賜りたいと思っておりますので、引き続き宜しくお願いいたします。

○委員

失礼します。先ほど委員さんの方から差別事象につきまして御指摘がございました。私は八尾市人権啓発推進協議会ということで、人権を啓発していくという立場上、やはり私はこの差別事象を、情報を提供頂き、それを共有しながら差別、こういうふうな差別がなくなるような啓発活動に取り組んで、今実態がどうであるか、どんな差別が現にあるということをやはり皆で理解していることがより大事だと思わせてもらっておりますので、八尾市人権啓発推進協議会におきましてはその都度その都度この情報を教えて頂いております。それに向けて啓発を進めていっております。そしてもう時間もございませんが、また元に戻るんですが、路上喫煙対策についてということで、この中で私もよく勉強が不足でしたんですが、市長が路上喫煙禁止区域の指定をしたときは、その旨を告示するとともに路上喫煙禁止区域地内の見やすい場所に規則で定める模様の設置または標識をしなければならぬと、こういうふうなうたっております。皆さん、どこに標識がおありか御存知でしょうか。私これを読みまして、大抵八尾市内を、この辺を走らせてもらってるんですが、全然目につかなくて、今日来るまでにどこにあるか探してまいりました。実にちょっと皆さん見てください。目のつ

きやすい、もっと交通の、あそこは交通量もここも多いですし、あるんですが、大抵の方は目につかないと思う、目線より下にあるんです。歩いてましてもこの辺にあるんです、ここは路上区域です、それでこの柵がある手前ですので、やはりね。だからもう少し啓発をするならば見やすい、より効果的な啓発活動に考えて頂けないかなということを提案させて頂きたいと思い、皆さんは御存知でしょうか、私だけだったでしょうか。下に書いてますので、目線が見えないんですよ。私も勉強不足やと思って、今来るときに確認してきまして、やっと見つかりましたので、やはりこれは啓発が大事ですので、宜しく願いいたします。

○会長

どうもありがとうございます。恐らくこの意見は、事務局より担当部署の方にこういう意見があったと伝えられるものと思います。時間も押していますけれども、せつかく本日お忙しい中お越し頂いたのですから、一言ぐらいは皆様方に御意見頂きたいと思いますので、いかがでしょうか。

○委員

すみません、児童虐待のことなんですけど、一向に少なくなることはなく、最近ニュースか何かで見ますと、非常に低年齢化しておりまして、児童と言えないまだ1歳にも満たない2カ月や3カ月の子どもに虐待を与える、それも振り回したりたばこの火をつけたり、やはりそういうのをずっと思っておりましたことは、割と妊産婦中病院へ通っておられるお母様方は病院の方でいかに妊娠中毒症にならないようにこういったものを食べるとか、逆子になればならないようにこういう体操をするとかいう講座はよく病院で開かれてるんですね。それも非常に大切と思うんですけど、割と赤ちゃんができれば、ミルクを飲ます、おしめをかえておけばその間はずっと眠ってるっていうお母様方も多いと思うんです。そうじゃなくて、子育ての、赤ちゃんを育てていくマニュアルなんかはないと思うんですけど、お腹の大きいときに赤ちゃんができたからおしめをかえたからといって泣きやまずに、泣かずにずっと眠ってるわけじゃないんですよっていう、そういう講座を妊産婦の方がうまく、無事にできるような形の講座を同じように病院も開いて頂けるように思っておりますし、行政の方にもそういうような感じで子育て支援とかは結構今非常に多くなってきておられて、親子の相談とか子育ての相談もやっておられると思うんですね。私の認識不足かわからないですが、そういう妊産婦中のお母様方の、少し教育をして頂けたらなと思っております。

もう一つありますのは、最近ちょっと相談ごとで承ったんですけど、赤ちゃんができて2カ月目に赤ちゃんを実家の御両親に預けたままで、育てる自信がないと言って飛び出してしまわれたのが2件あるんですね。そういうことも多々あると思いますので、そういうふうに講座を開いて頂けたらなと思っております。

それともう一つ、すみません。たばこの件なんですけど、役所の本庁の中ではたばこはもちろん吸ってはいけないと思うんですけど、どこかで周りで喫煙場所をつくっておられるんですか。

○事務局

個人的に私も苦々しく思っております。今お隣の先生から御案内のとおり、10階の屋外になっておりますけど、屋上の屋根のないところで便宜を図らせて頂いてるという形になっております。

○委員

そうでございますか。こういう箱、箱と言ったら怒られますかね、部屋をつくって喫煙部屋というので、それはしても同じかなとは思いますが、喫煙される方もやはりいっぱい仕事がたまって、その間の一服が何かストレスを解消すると言っておられるので、非常に難しいんですけど、これ以上のことをどのように申し上げたらいいのか大変困っております。以上です。

○会長

ありがとうございました。関係各所に御要望という形で届けて頂けるものと思います。何かないで

しょうか。もし何か御意見がありましたら、せっかくの機会ですので。一言でも御意見賜ればうれしいと思うのですが。

○委員

失礼いたします。只今妊娠中のお話ありがとうございましたけど、私も秋にはひ孫が生まれまして、ということで今からちょっとお勉強しとかないけませんので、親はおりますけどやっぱり私らは前のお母さんの教育を得てますので、割と厳しいことを習っております。それを娘がするかどうかとちょっと気になりますのですが、やはり妊娠中は絶対たばこ、お酒は絶対だめなんです。皆さん平気で飲んでる方もあるでしょうけど、子どもにみんな影響があるそうです。それは私たちのときにも話はずっとお聞きしてますので、なるほどね、私は全然飲めませんので、いい子が生まれました、おかげさまで、元気な子が。そういうことで、申し訳ございません。そのみでございます。

○会長

どうもありがとうございました。それでは。

○委員

たばこの話を言って頂きましてありがとうございます。私の方からちょっととらまえ方をお願いしたいと思いますので、健康都市連合憲章の中に条文がありまして、前文の中ですけれども、健康とは単に疾病や障がいがないだけでなく、肉体的・心的・社会的・精神的に良好な状態のことであること、さらに健康が住民の基本的権利であることを認識すると。基本的権利だと思うんですね。それを外的に阻害されましたら人権侵害になるのではないかととらまえておりまして、その意味で言いましたらたばこの煙で幼児が虐待というのは、私は前々回も申し上げたと思います。それで言いましたら、今レストランでも喫煙と禁煙と分かれております。しかしながら親御さんが乳幼児から幼児の子を喫煙の方のレストランに連れて行って、食べながら横で吸ってると。それを見ますと本当に情けないですよ。幼児虐待と私は思ってますので、乳幼児の突然死症候群であったり、また学校就学前までは脳細胞の発育を阻害しますから、必ずやって頂きたいのはやはりそういう面です。言ったら市長もオレンジリボンつけてますけれども、役所でできることと言えば、条例つくればそこは止められるんですよ。そういうところら辺をしっかりとやって頂いて、私もまたまた市長に言いますけれども、精神的な衛生上前回も自殺者に関しまして14年間3万人以上ですね、おられるということで、その原因を追及して頂きたいと思います。それも含めたら健康を阻害するののも一つの人権の侵害になりますので、そういうとらまえ方をして頂きまして、もう少し進めて頂きたいということを要望しておきます。

○会長

ありがとうございました。私にかわって総括して頂いた感じですが、それでは以上で本日の案件はすべて終了いたしました。最後の最後に何か、特にございませんでしょうか。それでは事務局の方から何かございませんでしょうか。

では、本日は短い時間ではありましたが、各委員の皆様方におかれましては積極的かつ建設的な議論を頂きましてどうもありがとうございました。次第次第に、審議会らしいような、そういう体裁が整ってきた感じですが、なお一層人権啓発を、人権問題を市政に活かすような形で引き続きこの審議会を運営して頂くことに御協力願えるかと思っております。どうも本日はありがとうございました。事務局の方も今日の意見を十分尊重しながら今後政策を進めるなり、あるいは関係各所に働きかけるなりして頂きますよう、改めてお願い申し上げます。どうも宜しくお願いいたします。

○事務局

どうも貴重な御意見たくさん賜りましてありがとうございました。今会長から御案内のとおり、これ

はきちつと各所管に人権審議会の意見だということにつながせて頂きまして、きちつと対応できるところはできるだけ迅速に対応させて頂くということで臨ませて頂きたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。どうも本日は本当に遅い時間に貴重なお時間、長時間にわたりまして頂戴いたしまして、いろいろと活発に御論議頂き貴重な御意見を賜りましたことに改めてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。今後とも宜しくお願いいたします。

○会長

一つ忘れてましたが、今日は委員の皆さんから出た宿題はまた次回に回答して頂くということで。

○事務局

また御意見として整理させて頂きまして、申し訳ございません、回答としてまたまとめさせて頂きたいと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。